



保険免責制

常任理事・情報広報部長 中川俊男

今月は「保険免責制」です。今、政府・与党間で激しい議論が戦わされている医療制度改革案の一つとして、厚生労働省医療制度構造改革試案の「参考」のページに経済財政諮問会議、社会保障の在り方懇談会で議論されたこの制度が明記されています。これは「外来診療について、低所得者を除き、かかった医療費のうち、受診1回ごとに一定額（1,000円または500円）までは自己負担とする」というものです。

もし5,000円の医療費がかかった場合、下图のようにこれまで3割・1,500円の自己負担が、受診ごと1回につき1,000円の保険免責制が導入されると、4,000円の3割・1,200円と免責1,000円の合計2,200円になってしまい、実質4割以上の自己負担になってしまいます。具体的には、風邪で2日間通院した場合の自己負担は1,700円から3,100円へ、指を

切って4日間通院した場合の自己負担は2,260円から5,060円へ急増してしまいます。

この制度の導入にはいくつかの問題があります。第一に2002年に改正された健康保険法の附則に明記されている「将来にわたって患者負担は3割を限度とする」を反故にすることになります。第二に、健康保険法第63条には、保険者が医療サービスを一体として患者に給付するという「現物給付制度」が明記されています。もし、この制度を導入しようとする場合には、健康保険法の改正という政治的にハードルの高い法改正が必要です。この制度は、現在の議論経過では見送られる可能性が高いとされていますが、万が一導入されれば国民皆保険制度が形骸化します。注意深く警戒心をもって見守っていくことが大切です。

図 1,000円の保険免責制が創設されたら

